

結婚応援に関する自主宣言ガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは、平成29年度福岡県出会い・結婚応援事業実施要綱第7条に規定する結婚応援に関する自主宣言（以下「結婚応援宣言」という。）を実施するに当たっての基本原則等について定めるものとする。

2 目的

結婚応援宣言は、出会い応援団体の代表者が、個人の考え方や価値観を尊重しつつ、結婚を希望する独身者の願いがかなうよう、必要な環境整備や支援に取り組むとともに、社会全体で結婚を応援する気運を高めることを目的とする。

3 宣言内容

宣言内容は、前項の目的を達成するものとし、次のような宣言例が考えられる。

【宣言例】

- ・ 従業員に対して、出会い・結婚応援事業の周知、情報提供を行います。
- ・ 従業員に対して、メールマガジン「あかい糸めーる」の登録を呼びかけます。
- ・ 地域の独身者を対象とした出会いイベントを年〇回開催します。
- ・ 従業員を対象とした出会いイベントを年〇回開催します。
- ・ 出会いイベントへの参加費を補助します。
- ・ 社内に結婚応援相談窓口を設置します。
- ・ 社内で職場の縁結びする活動に担当者を選任し、結婚を希望する社員に対して出会いの場を数多く創出し、少子化対策に会社全体で取り組みます。
- ・ 従業員に対する結婚祝い金制度や結婚休暇制度を創設します。
- ・ 社内報への掲載、管理職員研修の実施により、結婚休暇制度の周知、取得の促進に努めます。
- ・ 結婚後も働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

4 留意事項

出会い応援団体の代表者は、結婚応援宣言を実施した後、その取組みを進めるに当たり、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント等のハラスメント及び結婚差別が発生しないよう十分留意することとする。

【留意事項の基本的な考え方】

- ・ 結婚の希望を叶える環境整備の取組みに当たっては、個人の決定に「男性は結婚して一人前である」、「女性は早く結婚しなさい」などの言動に表れる性別役割分担意識等の特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならない。
- ・ 結婚を希望する人が支援を必要としているとは限らず、誰から、どのような内容の支援を受けたいかについては様々であること、また、結婚につながる活動に対する支援を苦痛と捉える人もいることに留意が必要である。
- ・ 現に同和地区に居住していることや過去に居住していたことを理由とする結婚に際しての差別の発生を防止し、県民の基本的な人権を擁護する必要がある。

【ハラスメントに該当し得る言動例】

- ・ 恋愛経験や、交際相手の有無について、しつこく質問を繰り返す。
- ・ 結婚はまだかと繰り返し尋ねる。
- ・ 結婚をしない理由を尋ねる。
- ・ 出会いイベントに強制的に参加させる。
- ・ 出会いイベントの参加を拒否したことを理由に、職場に居づらい環境を作ったり配置転換を行う。
- ・ 出会いイベントの結果等について、根掘り葉掘り尋ねる。
- ・ 出会いイベントに参加していることを他の社員に言いふらしたり、からかいの対象とする。

【結婚差別に該当し得る言動例】

- ・ 同和地区出身者かどうかなどについての身元調査を行ったり、調査に関する資料の提供を行ったり、言いふらしたりする。